

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業				担当部局庁		農村振興局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度				担当課室		整備部農地資源課 経営体育成基盤整備推進室		農地資源課長 瀧戸 淑章		
会計区分	一般会計				施策名		⑦農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全・管理				
根拠法令	—				関係する計画、通知等		食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 土地改良長期計画(平成20年12月26日閣議決定)				
事業の目的	軽度被災の農地・農業水利施設や老朽施設の更新、補強等を緊急的に実施し、併せて戦略作物等の生産性向上を図り、生産基盤の耐震性の強化と農業生産性の向上に資する。										
事業概要	1. 震災による用排水機能の障害がある軽度被災の農地・農業水利施設の補修 2. 震災による用排水機能の障害はないが、傾き、継ぎ目ズレ等の損傷があり、余震等によって損傷が進行することが懸念されている老朽施設の補修										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	—		—		—		2,489		2,489		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(年度)						
	軽度被災の農業水利施設等の補強等を緊急的に実施(水路延長で算定)		m	82,000	—		軽度被災の農業水利施設や老朽施設の更新、補強等を緊急的に実施する地区		地区	(95)	
単位当たりコスト	26(百万円／地区)				算出根拠		2,489百万円／95地区(実施見込地区数)				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						本事業は、「復興への提言」のP19～20 II-第2章-(5)-②「農地や水利施設の1日も早い復旧を目指す」と整合。 また、「基本方針」のP17(3)③(ii)「農業を営むために欠かせない農地や水利施設等の保全管理に対する支援を充実」等に合致する施策。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						本事業は、軽度被災施設や老朽施設の補修を、きめ細かく、かつ機動的に実施することが可能な事業であり、このような、災害復旧事業の要件を満たさない施設の補修に対する支援ニーズに対応するもの。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						本事業により、災害復旧事業の対象とならない軽度被災の農地・農業水利施設の復旧・復興が進むため、生産基盤の耐震性の強化と農業生産性の向上が図られ、効果的な事業である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						本事業は、軽度被災施設や老朽施設の補修を、きめ細かく、かつ機動的に実施することが可能であり、必要最小限の範囲の整備を効率的に実施。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						本事業は、地方公共団体、土地改良区、農業協同組合など、地域の実状に応じて最適な団体が事業主体となることが可能。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本事業で実施する農地・農業水利施設の整備は、災害復旧の対象とはならない軽度被災の施設を対象とするなど、実施要件や対象箇所について他の事業と整合を図っている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						本事業は、実施地区を国が直接採択するものであり、迅速な着手・執行が可能。 また、入札・契約等は一般の公共事業と同様の透明性をもって進行を管理。					